

草津市いじめ防止基本方針 (案)

平成26年 月

草津市

目 次

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向	2
1 いじめの定義	2
(1) 心理的な影響を与える行為の具体的な態様	2
(2) 物理的な影響を与える行為の具体的な態様	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
4 いじめの防止等に関する社会の役割	4
(1) 市の役割	4
(2) 学校の役割	4
(3) 家庭の役割	4
(4) 地域の役割	5
(5) 関係機関の役割	5
II いじめの防止等のための対策の内容	6
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	6
(1) 草津市いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
(2) 草津市立学校いじめ問題調査委員会の設置	6
(3) 草津市いじめ再調査委員会の設置	6
(4) 市におけるいじめの防止等に関する措置	6
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) 学校問題対策委員会の設置	7
(3) いじめの兆候を見逃さない取組	7
(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
3 重大事態への対処	8
(1) 重大事態の報告	9
(2) 重大事態の調査	9
(3) 学校または市立学校いじめ問題調査委員会による調査	9
(4) 調査結果を受けた市いじめ再調査委員会の再調査および措置	10
III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	11
1 施策の点検評価	11
2 基本方針の見直し	11
3 市立学校における学校いじめ防止基本方針の策定	11
4 財政上の措置等	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境下でたくましく生きる力を育んでいけるようにするために、その阻害要因となるいじめをなくす取組を継続して展開していくかなければなりません。

草津市では、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものという認識のもと、「いじめを許さず見逃さない子ども」の育成に努め、児童生徒の尊厳を保持するとともに、いじめの問題の克服に向けて、学校、家庭、地域、その他関係者の具体的な連携のもと、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この草津市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定しました。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義 (法第2条)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）心理的な影響を与える行為の具体的な態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（2）物理的な影響を与える行為の具体的な態様

- ア ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- イ 金品をたかられたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ウ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、いじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する必要があります。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての児童生徒の人権に関わる重大な問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して日々の生活を送り、その健やかな成長を図ることのできる社会的基盤を構築することを旨として行われなければなりません。

また、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについての理解を深めるとともに、全ての児童生徒

がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないように「いじめを許さず見逃さない子ども」の育成に社会全体で努めなければなりません。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、児童生徒それぞれの人格を尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の置かれている様々な環境を理解しながら、その想いを十分聴きだせるよう関わっていくことが大切です。また、このことを通して、児童生徒自らがいじめの問題を解決できるよう支援していくことが重要です。

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものですが。このことを踏まえてより根本的ないじめの問題を克服するためには、全ての児童生徒を対象に、いじめは決して許されないことの理解を促し、その未然防止を図ることが大切です。

このためには、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない土壤づくりを進めなければなりません。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提となるものです。全ての大人があらゆる場面で児童生徒の様子を見守り、わずかな兆候であってもいじめを見逃さず、速やかに的確な関わりを持ち、児童生徒の悩みや相談を積極的に受容することが大切です。

そのためには、全ての大人が児童生徒がいじめを訴えやすい環境づくりと、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めなければなりません。

(3) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた場合、あるいは、いじめが確認された場合には、すぐにいじめを知らせてきた児童生徒やいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、安心できる環境を整え、その状況を明らかにするとともに、いじめを行った児童生徒や周囲の傍観者等に事態の深刻さを認識させ、いじめは決して許されるものではないことについての指導や立ち直りの支援を行うなど、いじめを解決する対策を講じなければなりません。

特に、いじめはその態様によっては、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるものや犯罪行為となるものもあり、学校や家庭、地域だけでなく必要となる関係機関と連携した対応を進めなければなりません。

4 いじめの防止等に関する社会の役割

いじめの防止等のための対策を総合的に推進するためには、児童生徒に関わる全ての人がそれぞれの役割を果たすとともに協働した取組を展開することが大切です。また、いじめを認知したときは、適切な支援や指導を効果的に施さなければなりません。

(1) 市の役割

市は、いじめの防止等に関してこの市基本方針を定め、いじめに関する指導や支援、相談体制の充実、「地域協働合校」の推進をもとにした学校や家庭、地域、関係機関との連携強化、いじめが確認されたときに講じる対策やいじめを受けた児童生徒のケア等について整備を図り、いじめの解決のために必要な施策を総合的に実施します。

(2) 学校の役割

学校は、教育活動全体を通じて全ての児童生徒にいじめは決して許されない行為であることの理解を促し、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、人を思いやる心などの社会性を育み、学校いじめ防止基本方針によりいじめをなくす取組の充実を図ります。また、いじめの問題に組織的に対応するため、いじめの防止等を推進するための組織を確立し、いじめを受けた児童生徒を守り抜く体制を構築するとともに、「支え合う仲間づくり」や「自分たちの問題を自分たちでよりよく解決していく力の育成」、「問題解決のために他者にはたらきかける力の育成」を主眼に、児童生徒たち自らがいじめをなくしていこうとする自主的活動の推進に努めます。

(3) 家庭の役割

家庭では、いじめを許さない心を育てるために、温かい人間関係のもと、自分と他人の存在を等しく認め、自他の生命を大切にできる子どもの育成や社会生活を営むうえで必要となる規範意識の醸成に努めます。そのためには、毎日の生活の中で子どもが何でも話せる環境づくりが大切です。また、いじめを発見したり、いじめの疑いがあると認めたりしたときは、速やかに学校や関係機関に相談、通報することが必要です。

(4) 地域の役割

地域では、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すために学校や家庭と連携を図ることが大切です。特に、地域行事を通して子どもが主体的に活動できる場を提供したり、地域の関係団体が学校や家庭といじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、地域ぐるみの活動を進めていきます。

(5) 関係機関の役割

関係機関では、いじめの様々な態様にその専門性をいかして即時対応することができるよういじめの問題に関する相談や通報の窓口を明確にしておくことが必要です。また、日頃から学校との連携を深めるとともに、家庭や地域との情報共有体制を構築しておくことが大切です。

II いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

本市では、市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(1) 草津市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する機関および団体との連携強化を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、条例により、学校、市教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他の関係者により構成される草津市いじめ問題対策連絡協議会（以下「市いじめ問題対策連絡協議会」という。）を設置します。

(2) 草津市立学校いじめ問題調査委員会の設置

市いじめ問題対策連絡協議会と市教育委員会との円滑な連携のもとに、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、学校における重大事態等に関して必要な調査を行うため、法第14条第3項および第28条第1項の規定に基づき、条例により市教育委員会附属機関として草津市立学校いじめ問題調査委員会（以下、「市立学校いじめ問題調査委員会」という。）を設置します。

この附属機関には、専門的な知識および経験を有する第三者の参画を図り、公平性・中立性を確保します。

(3) 草津市いじめ再調査委員会の設置

学校における重大事態に関し、法第30条第2項の規定に基づく調査を行うため、条例により市附属機関として草津市いじめ再調査委員会（以下「市いじめ再調査委員会」という。）を設置します。

この附属機関には、専門的な知識および経験を有する第三者の参画を図り、公平性・中立性を確保します。

(4) 市におけるいじめの防止等に関する措置

ア 市いじめ問題対策連絡協議会により本市のいじめ事案の状況等を確認し、いじめの防止等の対策が適切に行われるよう、学校や保護者、地域、関係機関の連携強化など、必要な体制の整備に努めます。

- イ 人権意識の高揚を図り、いじめをはじめとするあらゆる差別・不合理の解消にむけた取組を多角的に展開します。
- ウ 学校におけるいじめの問題への対策を支援するため、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者の活用を進めます。
- エ いじめの防止等のための取組が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員その他児童生徒の教育に携わる関係者の資質の向上のための研修の機会を設け、指導や支援の充実を図ります。
- オ 広くいじめの問題等に関する悩みや相談に応じることができるよう窓口相談の場を提供するとともに、その啓発に努めます。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、教職員が一致協力した体制を確立し、市教育委員会との適切な連携のもと、学校の実情に応じた対策を進めます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定します。この方針には、いじめの防止のための取組や教育相談の充実、定期的なアンケート調査、いじめの問題に対する校内体制の整備など、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等に関する内容を盛り込みます。

(2) 学校問題対策委員会の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等の対策のための組織として、複数の教職員、必要により心理や福祉等に関する専門家その他の関係者により構成される学校問題対策委員会を設置します。

この学校問題対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関との連携、いじめの問題に係る教職員の資質向上のための校内研修等に関する学校の組織的な取組の中心的な役割を果たすものです。

(3) いじめの兆候を見逃さない取組

学校は、いじめが目に付きにくい時間や場所あるいはインターネット上で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候で

あっても見逃さないよう努めます。特に、アンケート調査をもとにした教育相談活動の充実を図るとともに、いじめの疑いがある場合は専門家を交えてアセスメントとプランニングを行い、教職員全員の共通理解のもと、いじめの実態把握に取組みます。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ア 学校は、学校問題対策委員会により、学校のいじめ事案の状況等を確認し、いじめを受けた児童生徒はもちろんのこと、いじめを行った児童生徒や周囲の傍観者等に対する指導・支援や対応の方途を迅速に確立するなど、いじめの防止等の対策が適切に行われるよう努めます。
- イ 豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、人を思いやる心などの社会性を育むとともに、学校の全ての教育活動において望ましい集団づくりを進め、具体的ないじめの態様について理解を深める指導を行い、いじめを生まない学校づくりに努めます。
- ウ 児童会・生徒会活動の活性化を図り、児童生徒自らがいじめをなくしていくこうとする自主的活動の推進に努めます。
- エ インターネット上のいじめについて最新の動向を把握するとともに教職員が指導・支援や対応の方途について認識を深めるため、研修の一層の充実に努めます。
- オ 定期的ないじめに関するアンケートの実施等により、いじめの早期発見に努め、児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、児童生徒の変容や地域での様子等についての理解を深めるため、保護者、地域、関係機関との連携強化に努めます。

3 重大事態への対処

重大事態とは、法第28条第1項に次のように規定されています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、日数だけでなく、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、児童生徒の状況等を十分に確認して判断する必要があります。

市教育委員会は重大事態の意味を踏まえ、学校から報告のあつたいじめ事案の内容について、個々のケースを十分に把握したうえで重大事態かどうかを判断し、適切に対処します。

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。報告を受けた市教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

(2) 重大事態の調査

重大事態の調査は、当該重大事態の状況を明らかにするとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。

調査では、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

調査に当たっては、関係する児童生徒のプライバシー保護に努めるなど、関係者の個人情報に十分配慮するとともに、アンケート等の質問紙調査の実施を行った場合は、その内容をいじめを受けた児童生徒やその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる関係者に説明する等の措置を講じます。

(3) 学校または市立学校いじめ問題調査委員会による調査

重大事態が発生したときの調査は、学校の学校問題対策委員会が主体となって行う場合と、市教育委員会附属機関の市立学校いじめ問題調査委員会が主体となって行う場合があります。

学校問題対策委員会が行った調査について、学校主体の調査だけでは重大事態への対処や同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に大きな支障が生じるおそれがあるような場合には、市立学校いじめ問題調査委員会が調査

を行い、その結果をいじめを受けた児童生徒やその保護者に説明し、市長に報告します。

(4) 調査結果を受けた市いじめ再調査委員会の再調査および措置

重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に関する重大事態への対処や当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、市いじめ再調査委員会において調査結果の再調査を行うとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、適時・適切な方法で再調査の進捗状況等およびその結果を説明し、再調査の結果を議会に報告します。

また、市長および市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限および責任において、当該調査に関する重大事態への対処または同種の事態の発生を防止するため、いじめを受けた児童生徒やその保護者への心のケアや、落ち着いた学校生活を取り戻す支援に努めるなど、必要な措置を講じます。

III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 施策の点検評価

この市基本方針に基づく施策の実施に当たっては、P D C A サイクルに基づき、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価を行います。

2 基本方針の見直し

この市基本方針は、国および県のいじめ防止基本方針の見直しがあったときやいじめの防止等のための施策の点検評価の結果により必要があると認められるときは、その都度改善に努めます。

3 市立学校における学校いじめ防止基本方針の策定

市基本方針での学校とは、市立学校を示します。

市立学校は、それぞれ学校いじめ防止基本方針を策定し公表します。

4 財政上の措置等

市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めます。